

平成18年5月31日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目7番1号
日 本 電 気 株 式 会 社
代表取締役会長 佐々木 元

第168期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第168期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記参考書類をご検討のうえ、次頁のご案内に従って議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園四丁目8番1号
東京プリンスホテル パークタワー 地下2階 コンベンションホール
(末尾の会場ご案内図ご参照)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第168期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
 2. 第168期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書の内容報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 第168期利益処分案承認および取締役賞与支給の件
 - 第2号議案 定款中一部変更の件
 - 第3号議案 取締役15名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 ストック・オプションのために新株予約権を発行する件
 - 第6号議案 退任取締役および退任監査役に退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金贈呈の件

以 上

〔本招集ご通知および添付書類の内容に関する修正事項のご通知方法〕

本招集ご通知および添付書類の内容について、平成18年6月21日（水曜日）までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.nec.co.jp>）に掲載することにより、修正事項をお知らせいたします。

《議決権行使についてのご案内》

1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を行使できる当社の他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を株主総会開催前に当社にご提出ください。
2. 議決権の不統一行使をされる場合は、平成18年6月19日（月曜日）までに、書面をもってその旨および理由を当社株主名簿管理人にご通知ください。
3. 当日ご出席いただけない場合は、次のいずれかの方法により議決権をご行使ください。

〔議決権行使書郵送による議決権行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成18年6月21日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使〕

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.webdk.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、平成18年6月21日（水曜日）午後5時15分までに議案に対する賛否をご登録ください。携帯電話機からでも議決権行使サイトをご利用いただけます。



【バーコード読取機能付の携帯電話機を利用する場合の「QRコード」】

なお、議決権行使サイトには、当社ホームページ（<http://www.nec.co.jp>）からもアクセスできます。

- (2) インターネットによる議決権行使と議決権行使書の郵送による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるご登録の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回議決権を行使された場合、またはパソコンと携帯電話機で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- (5) パソコンを使用して議決権行使サイトをご利用いただくためには、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer 5.5以上、またはNetscape 6.2以上が必要です。
- (6) 携帯電話機につきましては、セキュリティ確保のため、128bitSSLの暗号化通信が可能な機種にのみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、下記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

株主名簿管理人：住友信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-186-417（24時間受付）

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) NECグループの営業の経過および成果

《全般的概況》

当社は、本年3月、子会社従業員による架空取引に関する調査結果を公表いたしました。当社の子会社においてこのような不正があったことは誠に遺憾であり、株主の皆様にご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。これに伴い、当社は、米国会計基準に基づき、過年度の連結財務諸表を修正再表示しており、本営業報告書の「全般的概況」および「部門別概況」における前年度との比較は、修正再表示後の数値に基づいて行っています。

平成17年度の世界経済は、米国が安定した成長を続ける中、中国やロシアなどの新興工業国も引き続き高成長を維持しました。

一方、日本経済は、個人消費および設備投資が堅調に推移し、後半には輸出も回復に向かったため、内外需とも成長が続きました。

このような事業環境の中、NECグループは、平成17年度において、次のような施策に取組み、グループ全体の成長に向けた体制強化を行いました。

まず、市場創造力および事業遂行力の強化のため、グループ全体のシステム構築力およびソフトウェア開発力の強化を目的として、NECソフト(株)およびNECシステムテクノロジー(株)を完全子会社としました。これにより、システム・インテグレーション (SI) 事業およびソフトウェア事業におけるグループの一体性を強化し、NECグループの収益力および顧客に対するソリューション提案力の拡大をはかりました。また、企業向けネットワークソリューション事業の強化を目的として、NECインフロンティア(株)を完全子会社とすることとし、平成18年2月、同社との間で株式交換契約を締結いたしました。一方、ハードウェア開発については、通信・サービス事業者の次世代ネットワーク (NGN) など今後のNECグループの成長を支えるITとネットワークの融合領域における製品開発に注力いたしました。

次に、グループ全体の事業構造改革の一環として、ものづくり強化活動を推進するとともに、これまでハードウェアを中心に進めてきた生産革新活動をソフトウェアやシステム開発の分野にも展開するなどトータルプロセス改革を通じた事業基盤の強化に努めました。また、中核部品の内製化などバリューチェーン (商品企画、開発、設計から生産、保守までの一連の流れ) におけるグループ内の連携強化をはかり、NECグループ各社の強みを最大限に発揮する体制の構築に努めました。

さらに、グローバルな事業拡大に向け、サーバや企業向け通信システムなどの分野において海外企業との協業や提携を進める一方、事業の選択と集中の一環として、NECマシナリー(株)およびアネルバ(株)の株式をキヤノン(株)に譲渡するとともに、ソニー(株)との間で光ディスクドライブ事業分野での提携に合意いたしました。

平成17年度の連結売上高は、4兆8,249億円と前年度に比べ232億円（0.5%）増加しました。これは、海外市場での価格下落により携帯電話機の売上が減少し、携帯電話機などの通信機器向けの半導体の売上也減少したものの、移動通信システムが大幅に増収になったこと、パーソナルコンピュータの売上が増加したことおよびモニタの製造販売を担当する関係会社が持分法適用関連会社から連結子会社となったことなどによるものです。

次に収益面につきましては、継続事業からの税引前当期純利益(注)は、前年度に比べ618億円（42.6%）減少し、833億円となりました。これは、移動通信システム分野などにおいて収益が拡大したものの、携帯電話機や半導体の売上が減少したことおよび開発費が増加したことなどによるものです。また、連結当期純利益は、継続事業からの税引前当期純利益が減少したことなどにより、前年度に比べ651億円（84.3%）減少し、121億円となりました。

(注) NECマシナリー(株)およびアネルバ(株)の株式の譲渡に伴い、税引前当期純利益につきましては、米国会計基準に基づき、平成17年度に非継続となった事業とそれ以外の事業を区別して前年度との比較を行っています。

《部門別概況》

NECグループの主な事業は、ITソリューション事業、ネットワークソリューション事業およびエレクトロニクス事業の三つです。NECグループの事業セグメント別の業績の概況は、次のとおりです。

ITソリューション事業

ITソリューション事業の売上高は、前年度並みの2兆1,746億円となりました。これは、パーソナルコンピュータの売上が増加したものの、光ディスクドライブおよび前年度に大型案件のあったソフトウェア分野の売上が減少したことによるものです。

セグメント利益は、前年度に比べ243億円減少し、818億円となりました。これは、ITソリューション事業全般で価格競争が激化したことおよび急激な円安に伴う資材費の増加によりパーソナルコンピュータ事業の採算性が悪化したことなどによるものです。

ネットワークソリューション事業

ネットワークソリューション事業の売上高は、前年度に比べ4.8%減少し、1兆7,862億円となりました。これは、国内の通信事業者による新サービスの開始や国内外のネットワークの拡充により移動通信システムが増加し、国内地上デジタル放送設備も好調に推移しましたが、携帯電話機が国内外の競争激化により大幅に減少したことおよび前年度に大型案件のあった国内向け固定通信システムが減少したことなどによるものです。

セグメント利益は、前年度に比べ205億円増加し、620億円となりました。これは、移動通信システムの増収および収益の拡大によるものです。

エレクトロニクス事業

エレクトロニクス事業の売上高は、前年度に比べ7.0%減少し、8,084億円となりました。これは、携帯電話機などの通信機器向けの半導体が大幅に減少したことに加え、前年度にプラズマディスプレイ事業を譲渡したことによりディスプレイ分野が減収となったことなどによるものです。

セグメント損益は、前年度に比べ589億円悪化し、255億円の損失となりました。これは、主として半導体の大幅な売上の減少と製品単価の下落の影響が、生産性改善や費用効率化などの施策による効果を上回ったことなどによるものです。

その他

モニタ、液晶プロジェクタなどの製造および販売や電気通信工事などから構成される「その他」のセグメントの売上高は、前年度に比べ19.1%増加し、6,984億円となりました。これは、持分法適用関連会社であったNECディスプレイソリューションズ㈱の株式の一部を平成17年3月に取得したことに伴い、同社が連結子会社となったことなどによるものです。

セグメント利益は、前年度に比べ66億円増加し、137億円となりました。

《NECグループの研究開発の状況》

当社は、当社の中央研究所をNECグループの研究拠点と位置付け、同研究所を中心にIT・ネットワーク統合領域およびシステムデバイス領域における将来技術を切り拓く先行技術およびNECグループの事業を支える共通基盤技術の研究開発などを行っています。平成17年度における研究開発の成果のうち、主要なものは次のとおりです。

① 新開発の二重化制御LSI「GeminiEngineTM」(ジェミニ・エンジン)を搭載した無停止型サーバの開発

企業内の基幹業務システムや通信ネットワークなどにおいてコンピュータシステムは重要な役割を担っており、これらを24時間365日、一瞬でもシステムを停止させることなく安定的に稼働させるサーバが必要とされております。当社は、無停止型サーバの二重化制御用LSI「GeminiEngineTM」を開発し、これを搭載したサーバを発売しました。無停止型サーバは、主要な構成部品を二重に搭載し、それぞれを完全に同じタイミングで動作(同期)させることにより、どちらかの部品に障害が発生しても、サーバ全体のダウンを避けることができるシステムですが、当社が開発した「GeminiEngineTM」は、高速で動作するCPUの同期にも対応可能な性能を備えており、CPUの同期がずれた場合でも、即座に補正して同期を維持することによりサーバの信頼性を大幅に高めています。また、今回当社が開発した無停止型サーバは、平成17年11月の米国ストラタス社との包括的な事業提携の合意に基づき、同社にも供給することになっています。

② 伝送速度毎秒40ギガビット、最大多重波長数80波を実現した世界初のROADM装置の開発

映画やテレビなどの動画をインターネットで見ることができるようになりましたが、利用が増えるにつれ、このサービスを支える基幹通信ネットワークには、ますます高速で大容量のデータを処理する能力が求められております。当社は、新たな光ファイバを敷設することなく高速で大容量の光通信システムを実現するROADM装置(遠隔波長制御が可能な波長多重化装置)を開発しました。この装置は、現在基幹通信ネットワークで主に使われている通信速度の4倍に相当する毎秒40ギガビットという高速通信と通信信号を最大で80本束ねて一つにすることで大容量化を実現しています。毎秒40ギガビットの

高速通信を行う場合、光ファイバのわずかなゆがみが信号波形を著しくひずませるため、従来の装置では最大で300km前後の伝送が限界でした。この装置では、当社が開発した波形のひずみを補正するLSIを採用することにより、既設の光ファイバをそのまま用いて、600km以上の正確な高速大容量通信を実現しています。

③ 高速充電が可能で柔軟性がある超薄型二次電池の開発

当社は、ICカード、電子ペーパー、アクティブ型RFIDタグ（内蔵された電池により自らデータを発信することが可能なICタグ）など、様々なデバイスに内蔵ができる薄さと柔軟性を持ち、また高速で充電できる超薄型フレキシブル二次電池（繰り返し充放電ができる電池）を開発しました。電極にプラスチックの一種である「有機ラジカル材料」を採用したことにより、0.3mmの薄さと柔軟性を実現しました。また、有機ラジカル電極には効率よくイオンが移動するという特性があるため、高速充電が可能となっています。柔軟性を活かして衣服などにも装着できることから、将来的には衣服にCPUやメモリを装着することにより、PCの機能を持ったウェアラブルコンピュータ（身につけることができるコンピュータ）への応用も可能となります。

《NECグループの設備投資の状況》

平成17年度のNECグループの設備投資の総額は、1,610億円であり、先端半導体製品の生産設備、サーバ、移動通信システムや携帯電話機、光ネットワークシステムなどの研究開発設備およびインターネット・サービス「BIGLOBE」関連設備などの拡充をはかりました。

《NECグループの資金調達状況》

当社の子会社であるNECトーキン㈱は、平成17年12月、設備投資資金の調達などを目的として、2010年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行し、150億円の資金調達を行いました。なお、当社は、平成17年度において株式または普通社債の発行による資金調達は行っておりません。

(2) NECグループが対処すべき課題

日本では、ブロードバンド（高速・大容量ネットワークとそれに伴うサービス）&モバイル（携帯情報端末からのネットワーク利用）環境の普及が大きく進展しています。消費者向けの電子商取引市場、特に携帯電話機を利用した「モバイルコマース市場」が急成長するなど、消費者の行動が急激に変化するとともに、これらの市場の拡大に伴い、いわゆる「ワンセグ放送」の開始や携帯電話機への電子マネーやクレジットカード機能の付加など通信と放送・金融などが融合した新たなサービスが登場しています。

いつでも、どこでも電話やメールでのコミュニケーションが可能であり、さらに様々なサービスの利用や情報のやり取りができる「ユビキタス社会」が実現されつつあり、今後その動きは一層加速していくことが見込まれています。こうした流れの中で、多様化する市場ニーズに迅速かつ的確に対応するため、サービスの基盤となるシステムの強化に取組む企業も増えています。その具体的な動きのひとつが、国内の通信・サービス事業者によるインターネット・プロトコル（IP）技術をベースとしたNGN構築やNGNと連携した融合サービスを提供するためのプラットフォームの構築の本格化です。

NECグループは、このような事業環境の変化を新たなビジネスチャンスと捉え、IT、ネットワークおよびエレクトロニクスからなる三つの領域における世界水準の技術力を活用した総合的なソリューションを提供することにより、さらなる成長をはかってまいります。

具体的には、まず、エレクトロニクスを含む先端技術とIT・ネットワークの基盤技術に立脚したIT・ネットワークソリューションを提供し、顧客による情報通信技術の戦略的な活用や既に社会の存立基盤になっている情報システムの信頼性・安定性の向上を実現するとともに、多様化するサービス内容に柔軟かつタイムリーに対応できるプラットフォームを提供していくことで、積極的に新事業を創造し、新市場を開拓してまいります。

次に、NECグループにおけるバリューチェーンをさらに強化し、グループ内でのテクノロジーの蓄積や中核部品の開発体制の強化を進めていくことで、競争力のある製品・ソリューションを創造してまいります。

さらに、成長への取組みの強化として、IT・ネットワークソリューション事業を軸としたグローバルな展開を拡大するとともに、携帯電話機事業については、海外事業の構造改革や開発費の効率化を進め、また、半導体事業については、販売力や戦略的提携の強化などを通じて、早期の業績回復に努めます。

NECグループは、これらの成長戦略の着実な実行により、事業の拡大と収益性の向上を実現し、グローバルなイノベーションカンパニーへと発展していくことで、株主の皆様のご期待に応える所存です。

なお、本年3月に公表いたしました子会社従業員による架空取引に係る事件につきましては、NECグループとしてその重大性を真摯に受止め、再発防止に向けて、当社およびグループ会社における内部統制について、より厳正な運用を徹底し、相互牽制の強化に努めるほか、NECグループ各社の監査役および内部監査部門との連携を強化し、より実効性の高い監査の実施を徹底いたします。さらに、当社およびNECグループ会社の役員および従業員に対し、研修、教育等の方法による遵法行動の再徹底を行ってまいります。

(3) NECグループおよび当社の業績および財産の状況の推移ならびにその説明

① NECグループの業績および財産の状況の推移（連結）

平成14年度においては、売上高は前年度に比べて減少しましたが、構造改革による固定費削減や原価低減により継続事業からの税引前当期純損益は大幅に改善し、黒字に転換しました。しかし、当期純損益は、持分法による投資損益の悪化に加え、外形標準課税の導入決定に伴う税率変更などによる法人税等の増加のため損失となりました。平成15年度においては、売上高の増加に加え、子会社の上場に伴う株式発行関連利益や固定資産の売却益を計上したことなどにより継続事業からの税引前当期純利益が大幅に増加し、当期純損益も黒字に転換しました。平成16年度においては、売上高は前年度に比べて減少したものの、継続事業からの税引前当期純利益は市場性ある有価証券に係る退職給付信託設定益の計上により前年度に比べて増加し、当期純利益も、持分法適用関連会社の業績改善および上場に伴う株式発行関連利益の計上などで持分法による投資損益が改善したことにより、大幅に増加しました。平成17年度においては、売上高は前年度に比べて増加したものの、継続事業からの税引前当期純利益は携帯電話機や半導体の売上の減少および開発費の増加などにより減少し、当期純利益も減少しました。

主要指標の推移は下表のとおりです。

年 度 区 分	平成14年度 (第165期) (14. 4. 1～ 15. 3. 31) (修正再表示後)	平成15年度 (第166期) (15. 4. 1～ 16. 3. 31) (修正再表示後)	平成16年度 (第167期) (16. 4. 1～ 17. 3. 31) (修正再表示後)	平成17年度 (第168期) (17. 4. 1～ 18. 3. 31)
売 上 高(億円)	46,632	48,605	48,017	48,249
継続事業からの 税引前当期純利益(億円)	627	1,412	1,451	833
当 期 純 損 益(億円)	△ 123	100	772	121
1株当たり当期純損益(円)	△ 7.46	5.78	39.62	6.05
潜在株式調整後 1株当たり当期純損益(円)	—	5.49	36.37	5.78
総 資 産(億円)	41,789	40,868	39,825	38,958
純 資 産(億円)	3,196	6,463	7,370	8,909

- (注) 1. 当社の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しています。
2. 「1株当たり当期純損益」は、期中平均株式数に基づいて計算しています。「潜在株式調整後1株当たり当期純損益」は、潜在株式の希薄化効果を加味して計算しています。
3. 平成14年度の「潜在株式調整後1株当たり当期純損益」は、当期純損失を計上したため、記載していません。
4. 当社の連結子会社の従業員による架空取引について、平成14年度、平成15年度および平成16年度の連結財務情報を修正再表示しています。
5. 上記4.の架空取引の修正再表示のほか、連結の範囲、引当金、前払費用、税金、売上その他について、平成14年度、平成15年度および平成16年度の連結財務情報を修正再表示しています。
6. 平成17年度に非継続となった事業に関し、平成14年度、平成15年度および平成16年度の連結財務情報の一部を組替え再表示しています。

② 当社の業績および財産の状況の推移（単独）

平成14年度においては、売上高は前年度に比べて減少しましたが、構造改革による固定費削減や原価低減により経常損益は大幅に改善し、黒字に転換しました。しかし、当期純損益は、関係会社株式および有価証券の評価損失を特別損失に計上したことなどから損失となりました。平成15年度においては、平成14年11月に半導体ソリューション事業を分社したことなどにより、売上高は前年度に比べて減少しましたが、固定費の削減や原価低減により経常利益は増加し、当期純損益についても、子会社の上場に伴う株式売却益や固定資産売却益により黒字に転換しました。平成16年度においては、売上高は前年度に比べて減少したものの、生産革新活動および開発プロセス改革の推進による固定費の削減や原価低減により経常利益は増加しました。一方、当期純利益は、法人税等調整額の増加により前年度に比べ減少しました。平成17年度においては、売上高は前年度に比べて減少し、経常利益も、売上高の減少や開発費の増加により減少しましたが、当期純利益は、法人税等調整額の減少により前年度に比べ増加しました。

主要指標の推移は下表のとおりです。

区 分 \ 年 度	平成14年度 (第165期) (14. 4. 1～ 15. 3. 31)	平成15年度 (第166期) (15. 4. 1～ 16. 3. 31)	平成16年度 (第167期) (16. 4. 1～ 17. 3. 31)	平成17年度 (第168期) (17. 4. 1～ 18. 3. 31)
売 上 高(億円)	27,814	25,091	24,268	23,707
経 常 利 益(億円)	61	319	402	275
当 期 純 損 益(億円)	△ 149	252	242	418
1株当たり当期純損益(円)	△ 9.01	14.43	12.49	21.11
総 資 産(億円)	27,010	26,824	24,877	24,584
純 資 産(億円)	6,720	9,131	9,142	10,048

- (注) 1. 「1株当たり当期純損益」は、平均発行済株式総数に基づき算出しています。なお、平成14年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しています。
2. 平成14年度から連結納税制度を適用しています。
3. 平成17年度から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第3号）および「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号）を適用しています。
4. 製品の無償保証期間中の修理費用については、従来修理作業等の発生時に計上していましたが、平成17年度から売上高に対する過去の実績率に基づいて製品保証引当金として計上する方法に変更しています。

(4) 決算期後に生じたNECグループの状況に関する重要な事実

「1. (1) NECグループの営業の経過および成果」に記載のとおり、当社は、NECインフロンティア(株)との間で株式交換契約を締結し、これに基づき、平成18年5月1日付で株式交換により同社を完全子会社としました。この株式交換に際し、当社は、新株式33,630,520株を発行し、当社を除くNECインフロンティア(株)の株主に対して、その所有するNECインフロンティア(株)株式1株につき、当社株式0.774株を割当交付しました。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) NECグループの主要な事業セグメント

NECグループの主な事業は、ITソリューション事業、ネットワークソリューション事業およびエレクトロニクス事業の三つです。NECグループの主要なサービスおよび製品を事業セグメント別に分類すると次のとおりです。

事業セグメント名	主 要 サ ー ビ ス ・ 製 品 名	売 上 高 構 成 比
ITソリューション事業	システム・インテグレーション（システム構築、コンサルティング）、サポート（保守）、アウトソーシング、ソフトウェア（基本ソフトウェア、ミドルウェア、業種・業務アプリケーションソフトウェア）、PCサーバ、汎用コンピュータ、UNIXサーバ、スーパーコンピュータ、ストレージ装置、専用ワークステーション、パーソナルコンピュータ、パーソナルコミュニケーション機器、インターネット・サービス「BIGLOBE」	39.0%
ネットワークソリューション事業	固定通信システム（VoIPシステム、IP-PBX、伝送装置、光コンポーネント、ルータ・スイッチ）、携帯電話機、移動通信システム（無線基地局、コアネットワーク）、マイクロ波通信システム、無線アクセスシステム、放送映像システム、制御システム、航空宇宙システム、防衛システム（レーダ装置等）	34.9%
エレクトロニクス事業	システムLSI（通信機器用、コンピュータおよび周辺機器用、民生機器用、自動車および産業機器用）、マイクロコンピュータ、ディスクリット、光・マイクロ波半導体、カラー液晶ディスプレイ、コンデンサ、リレー、リチウムイオン二次電池	15.8%
そ の 他		10.3%
合 計		100%

(2) NECグループの主要拠点等

当 社 本 社 東京都港区

支 社	北海道支社（札幌市）	東北支社（仙台市）
	関東信越支社（さいたま市）	東京支社（東京都港区）
	神奈川支社（横浜市）	静岡支社（静岡市）
	中部支社（名古屋市）	北陸支社（金沢市）
	関西支社（大阪市）	中国支社（広島市）
	四国支社（高松市）	九州支社（福岡市）
事業場	玉川事業場（川崎市）	府中事業場（東京都府中市）
	相模原事業場（相模原市）	我孫子事業場（我孫子市）
国内生産拠点	九州日本電気㈱（熊本市）	NECコンピュータテクノ㈱（甲府市）
	NECパーソナルプロダクツ㈱（米沢市）	埼玉日本電気㈱（埼玉県児玉郡神川町）
海外拠点	NEC USA 社（米国）	NECヨーロッパ社（英国）
	日電（中国）社（中国）	

(3) 従業員の状況

① NECグループの従業員の状況

事業セグメント名	従業員数
I T ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	54,195名
ネ ッ ト ワ ー ク ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	28,046名
エ レ ク ト ロ ン デ バ イ ス 事 業	47,634名
そ の 他	24,305名
合 計	154,180名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増(減)	平均年齢	平均勤続年数
23,528名	360名	39.3歳	15.9年

(4) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数 7,500,000,000 株

② 発行済株式の総数 1,995,923,384 株

(注) 平成17年度中に、NECソフト㈱およびNECシステムテクノロジー㈱との株式交換による新株式の発行により66,654,021株、転換社債の転換により646株、それぞれ増加しました。

③ 株主数 244,111 名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率	当社の当該株主への 出資状況(持株比率)
	千株	%	千株 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	106,443	5.33	— (—)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	95,526	4.79	— (—)
ステートストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	46,252	2.32	— (—)
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	41,000	2.05	— (—)
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	39,977	2.00	— (—)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	35,286	1.77	— (—)
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン	31,276	1.57	— (—)
N E C 従 業 員 持 株 会	27,384	1.37	— (—)
第 一 生 命 保 険 相 互 会 社	24,569	1.23	— (—)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (住友信託銀行再信託分・住友商事株式会社退職給付信託口)	23,299	1.17	— (—)

⑤ 所有者別状況

区 分	所有株式数	持 株 比 率	株 主 数
	株	%	名
政 府 ・ 地 方 公 共 団 体	514	0.00	1
金 融 機 関	625,937,877	31.36	246
証 券 会 社	35,416,141	1.77	123
そ の 他 の 法 人	85,990,638	4.31	2,504
外 国 人	585,828,400	29.35	733
個 人 そ の 他	662,749,814	33.21	240,504
合 計	1,995,923,384	100	244,111

⑥ 自己株式の取得、処分および保有

(イ) 取得株式

普 通 株 式	463,018株
取得価額の総額	298,012,065円

(ロ) 処分株式

普 通 株 式	47,442株
処分価額の総額	30,131,462円

(ハ) 決算期における保有株式

普 通 株 式	2,974,331株
---------	------------

⑦ 現に発行している新株予約権の状況

(イ) 新株予約権の総数

1,260個

(ロ) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式1,260,000株（新株予約権1個につき1,000株）

(ハ) 新株予約権の発行価額

無償

⑧ 平成17年度中に株主以外の者に対して特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

(イ) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

普通株式 300,000株（新株予約権1個につき1,000株）

(ロ) 新株予約権の発行価額

無償

(ハ) 権利行使時の1株当たりの払込金額

637円

(ニ) 新株予約権の行使の条件

- イ. 権利行使期間は、平成19年7月1日から平成23年6月30日までとする。
- ロ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が権利行使時においても当社または当社の子会社（上場会社およびその子会社を除く。）の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを条件とする。ただし、権利行使期間中にかかる地位を喪失した場合は、喪失後1年間を限度として権利行使期間内に新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が平成19年6月30日までにかかる地位を喪失した場合は、平成19年7月1日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ハ. 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- ニ. 1個の新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。

ホ. その他の条件については、新株予約権割当契約書（ストックオプション付与契約書）に定めるところによる。

(ホ) 新株予約権の消却の事由および条件

当社は、次の事由が生じた場合は、新株予約権を無償で消却することができる。

- イ. 新株予約権者が上記(ニ)により新株予約権を行使できなくなった場合
- ロ. 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合
- ハ. 当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約書または株式移転に関する事項が株主総会で承認された場合

(ハ) 特に有利な条件の内容

当社の取締役、執行役員、事業本部長、執行役員または事業本部長に準じる重要な職責を担う従業員およびNECグループの事業戦略上重要な国内の子会社（上場会社およびその子会社を除く。）の常勤の社長に対し、新株予約権を無償で発行した。

(ト) 割当を受けた者の氏名およびその者が割当を受けた新株予約権の数

- イ. 当社の取締役

氏 名	数	氏 名	数
佐々木 元	10個	中村 勉	4個
金杉 明 信	10個	鹿島 浩之助	4個
矢野 薫	8個	的井 保夫	4個
川村 敏郎	8個	溯上 岩雄	4個
小林 一彦	6個	瀧澤 三郎	4個
藤江 一正	6個	森川 敏雄	3個
鈴木 俊一	6個	木村 浩一	3個

- ロ. 特定使用人等（上位10名）

氏 名	数	氏 名	数
高橋 利彦	4個	奥山 紘史	3個
池原 憲二	4個	広崎 膨太郎	3個
片山 徹	4個	山本 正彦	3個
近藤 忠雄	3個	伊久美 功一	3個
小野寺 徳雄	3個	国嶋 矩彦	3個

(7) 特定使用人等に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の区分別の内訳

区 分	発行総数	目的となる株式の種類および数	付与者総数
当 社 の 使 用 人	188個	当社普通株式 188,000株	129名
当社関係会社の取締役	32個	当社普通株式 32,000株	32名

(5) 企業結合の状況

平成18年3月31日現在の連結子法人等は、下記の重要な子法人等16社を含め356社であり、持分法適用関連会社は68社です。なお、企業結合の経過および成果は、「1. (1) NECグループの営業の経過および成果」に記載のとおりです。

会 社 名	資 本 金	持株比率	主 要 な 事 業 内 容
NECパーソナルプロダクツ(株)	百万円 18,830	100 %	パーソナルコンピュータの開発、製造、販売および保守
N E C ソ フ ト (株)	8,668	100	システム・インテグレーション等の提供およびソフトウェアの開発、販売
N E C ア ク セ ス テ ク ニ カ (株)	4,000	100	当社および当社関係会社が販売するコンピュータ周辺機器、通信機器等の製造
NECネクサソリューションズ(株)	815	100	システム・インテグレーション等の提供およびコンピュータ等の販売
NECセミコンパッケージ・ソリューションズ(株)	400	100(100)	当社関係会社が販売する半導体の製造
埼玉日本電気(株)	200	100	当社が販売する通信機器の製造
N E C エ レ ク ト ロ ニ ク ス (株)	85,955	65.0	半導体の製造、販売
N E C ネ ッ ツ エ ス アイ (株)	13,122	26.2	電気通信工事の施工および通信機器、コンピュータ等の販売
N E C ト ー キ ン (株)	12,990	40.3(0.4)	電子材料および電子部品の製造、販売
N E C イ ン フ ロ ン テ ィ ア (株)	10,331	65.7	通信システム、POS端末等の製造、販売
N E C フ ィ ー ル デ ィ ン グ (株)	9,670	37.2	コンピュータおよびネットワークシステムの据付、保守
日 本 ア ビ オ ニ ク ス (株)	5,145	50.0	情報システム、電子機器および電子部品の製造、販売
N E C モ バ イ リ ン グ (株)	2,370	51.0	携帯電話機の販売および携帯電話システムの基地局の据付、保守

会 社 名	資 本 金	持株比率	主 要 な 事 業 内 容
N E C エ レ ク ト ロ ニ ク ス ・ ア メ リ カ 社 (米 国)	千米ドル 380,800	100(100) %	半導体の製造、販売
N E C ア メ リ カ 社 (米 国)	166,490	100(100)	通信機器の販売
N E C ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ (ア メ リ カ) 社 (米 国)	28,508	100(100)	コンピュータ関連機器の販売、システム・ インテグレーション等の提供

- (注) 1. 持株比率欄の括弧内数字は、間接所有割合を内数で示しています。
2. NECソフト㈱は、株式交換により、平成17年6月1日に当社の100%子会社となりました。
3. NECネットエスアイ㈱は、平成17年10月1日付で日本電気システム建設㈱が商号変更したものです。
4. NECエレクトロニクス㈱、NECネットエスアイ㈱、NECトーキン㈱およびNECフィールディング㈱に対する持株比率は、当社および当社子会社が退職給付信託として信託設定している下記の株式を含まない数字ですが、信託約款上、当該株式の議決権の行使はそれぞれ当社および当社子会社の指図により行われることになっています。
- | | | |
|--------------|------------------|--------------|
| | 当社分 | 当社子会社分 |
| NECエレクトロニクス㈱ | 6,200千株 (5.0%) | — |
| NECネットエスアイ㈱ | 6,400千株 (14.9%) | — |
| NECトーキン㈱ | 12,700千株 (11.2%) | 772千株 (0.7%) |
| NECフィールディング㈱ | 16,300千株 (29.9%) | — |
5. NECアメリカ社およびNECソリューションズ (アメリカ) 社は、米国における持株会社NEC USA社の100%子会社です。

(6) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高	借入先が有する当社の株式数および持株比率	
	百万円	千株	%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	12,430	10,000	0.50
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	12,050	41,000	2.05
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	8,250	6,000	0.30
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,737	4,717	0.24
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	6,325	7,028	0.35

(7) 取締役および監査役

① 取締役および監査役の氏名、会社における地位および担当または主な職業

氏 名	会社における地位	担 当 ま た は 主 な 職 業
佐々木 元	代 表 取 締 役 会 長	会社事業運営の基本的重要事項の総括
金 杉 明 信	代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長	会社事業全般の業務執行の統括
矢 野 薫	代 表 取 締 役 執 行 役 員 副 社 長	コンピュータプラットフォームビジネスユニット、ネットワークプラットフォームビジネスユニット、モバイルビジネスユニットおよびパーソナルソリューションビジネスユニットの事業運営の総括、知的資産R&Dユニット、プロダクト技術戦略および輸出入取引管理関係担当、海外ユニットおよびNTT営業推進関係重要事項
川 村 敏 郎	代 表 取 締 役 執 行 役 員 副 社 長	業種ソリューションビジネスユニット、NESソリューショングループビジネスユニット、ブロードバンドソリューションビジネスユニットおよびMCシステムビジネスユニットの事業運営の総括
小 林 一 彦	取 締 役 執 行 役 員 専 務	知的資産R&Dユニットおよびプロダクト技術戦略関係補佐、海外におけるハードウェア量販事業（モバイルビジネスユニット関係を除く。）および海外ユニット関係担当
藤 江 一 正	取 締 役 執 行 役 員 専 務	国内営業ビジネスユニットおよび社会インフラソリューションビジネスユニットの事業運営の総括、国内営業ビジネスユニット、宣伝およびパートナービジネス関係担当
鈴 木 俊 一	取 締 役 執 行 役 員 専 務	経営企画、関連企業、事業開発およびマーケティングユニット関係担当
中 村 勉	取 締 役 執 行 役 員 常 務	モバイルビジネスユニットおよびネットワークソリューション事業の中国地域関係担当
鹿 島 浩之助	取 締 役 執 行 役 員 常 務	経営監査、人事、事業支援、健康管理および総務関係担当
的 井 保 夫	取 締 役 執 行 役 員 常 務	経理および財務関係担当
瀧 上 岩 雄	取 締 役 執 行 役 員 常 務	業種ソリューションビジネスユニット関係担当、業種ソリューションビジネスユニットとNESソリューショングループビジネスユニットとの連携によるSI分野の生産革新およびパッケージソフトウェアの統合推進関係担当
瀧 澤 三 郎	取 締 役 執 行 役 員 常 務	ブロードバンドソリューションビジネスユニット関係担当
森 川 敏 雄	取 締 役	(株)三井住友銀行名誉顧問
木 村 浩 一	取 締 役	(株)大和総研顧問
上 原 明	取 締 役	大正製薬(株)代表取締役社長

氏 名	会社における地位	担 当 ま た は 主 な 職 業
松 本 滋 夫	監 査 役（常勤）	弁護士 住友生命保険相互会社取締役社長嘱代表執行役員 (株)西友取締役
高久田 博	監 査 役（常勤）	
可 部 恒 雄	監 査 役	
横 山 進 一	監 査 役	
重 松 宗 男	監 査 役	

- (注) 1. 高久田博氏は、平成17年 6 月22日開催の第167期定時株主総会において監査役に選任され就任しました。
2. 取締役森川敏雄および木村浩一の両氏は、商法第188条第 2 項第 7 号ノ 2 に定める社外取締役です。
3. 監査役可部恒雄、横山進一および重松宗男の 3 氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第 1 項に定める社外監査役です。
4. 平成17年度中に退任した監査役の氏名、退任時の会社における地位、退任年月日および退任事由は次のとおりです。

氏 名	退任時の会社における地位	退任年月日（退任事由）
坂 入 達 雄	監 査 役	平成17年 6 月22日(辞 任)

5. 平成18年 4 月 1 日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	会社における地位	異動後の担当または主な職業
金 杉 明 信	取 締 役 副 会 長	代表取締役会長補佐
矢 野 薫	代 表 取 締 役 長 執行役員社長	会社事業全般の業務執行の統括
川 村 敏 郎	代 表 取 締 役 長 執行役員副社長	ソリューション事業関係全般の補佐
藤 江 一 正	代 表 取 締 役 長 執行役員副社長	国内営業ビジネスユニット、宣伝および輸出入取引管理関係担当、社会インフラソリューションビジネスユニット関係重要事項
小 林 一 彦	取 締 役 専 務 執行役員専務	海外ユニット関係重要事項、海外におけるハードウェア量販事業（モバイルターミナルビジネスユニット関係を除く。）およびプロダクト技術戦略関係担当
鈴 木 俊 一	取 締 役 専 務 執行役員専務	関連企業関係担当、事業開発関係重要事項
的 井 保 夫	取 締 役 専 務 執行役員専務	経理および財務関係重要事項
湊 上 岩 雄	取 締 役 専 務 執行役員専務	官庁・公共・金融・通信ソリューションビジネスユニットおよび企業ソリューションビジネスユニット関係支援
瀧 澤 三 郎	取 締 役 専 務 執行役員専務	企業ソリューションビジネスユニット関係担当
中 村 勉	取 締 役 常 務 執行役員常務	知的資産R&Dユニット、IT戦略およびシステム運用統括関係担当、知的資産事業本部長
鹿 島 浩之助	取 締 役 常 務 執行役員常務	経営監査、経営企画、コーポレートコミュニケーションおよび総務関係担当、人事、事業支援および健康管理関係重要事項

② 平成17年度中に取締役および監査役に支払った報酬の額

(単位 百万円)

	定 額 報 酬		賞 与		退 職 慰 労 金	
	人 数	支払総額	人 数	支払総額	人 数	支払総額
社 外 取 締 役 以 外 の 取 締 役	13 名	399	13 名	187	—	—
社 外 取 締 役	2 名	16	2 名	3	—	—
社 外 監 査 役 以 外 の 監 査 役	3 名	58	—	—	1 名	16
社 外 監 査 役	3 名	30	—	—	—	—
合 計	21 名	504	15 名	190	1 名	16

- (注) 1. 定額報酬を支払った社外監査役以外の監査役の人数には、平成17年6月22日に退任した監査役1名が含まれています。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、月額6,500万円（平成3年6月27日第153期定時株主総会決議）です。
3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、月額800万円（平成3年6月27日第153期定時株主総会決議）です。
4. 当社は、監査役に対して賞与を支払っていません。

(8) 会計監査人に対する報酬等の額

(単位 百万円)

区 分	支 払 額
① 当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	744
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	708
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	213

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査の報酬等と証券取引法に基づく監査の報酬等を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できないため、③の報酬等の額には、証券取引法に基づく監査の報酬等の額が含まれています。

連結貸借対照表

(平成18年 3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金および現金同等物	455,932	短期借入金	142,446
受取手形	16,277	一年以内に返済期限の 到来する長期負債	179,934
売掛金	999,347	支払手形	20,459
貸倒引当金	△ 18,574	買掛金	845,114
たな卸資産	461,095	未払金および未払費用	352,297
繰延税金資産	129,744	未払法人税等	21,773
前払費用および その他の流動資産	62,932	その他の流動負債	159,227
流動資産合計	2,106,753	流動負債合計	1,721,250
II 投資および長期債権		II 固定負債	
市場性ある有価証券	197,612	社債および長期借入金	644,151
投資および貸付金		未払退職および年金費用	368,109
持分法適用会社	179,389	その他の固定負債	70,200
その他	76,458	固定負債合計	1,082,460
長期売掛債権	11,633	連結子会社における 少数株主持分	201,192
投資および長期債権合計	465,092		
III 有形固定資産		契約債務および偶発債務	
土地	96,248		
建物および構築物	725,639		
機械装置および その他の有形固定資産	1,683,089		
建設仮勘定	38,345		
	2,543,321		
減価償却累計額	△ 1,851,542		
有形固定資産合計	691,779		
IV その他の資産		資本の部	
長期繰延税金資産	272,538	I 資本金	337,821
それ	90,783	授権株式数	
ライセンス料および その他の無形固定資産	46,698	7,500,000,000株	
その他	222,139	発行済株式数	
		1,995,923,384株	
その他の資産合計	632,158	II 資本剰余金	500,819
資産合計	3,895,782	III 利益剰余金	74,537
		IV その他の包括損益累計額	△ 19,428
			893,749
		V 自己株式(取得原価)	△ 2,869
		所有株式数	
		2,974,331株	
		資本合計	890,880
		負債および資本合計	3,895,782

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
I 売上高およびその他の収益	
売上高	4,824,929
受取利息および受取配当金	10,733
有価証券関連利益(純額)	22,534
為替差益(純額)	1,008
	4,859,204
II 売上原価および費用	
売上原価	3,536,002
研究開発費	341,293
販売費および一般管理費	852,208
事業構造改革費用	1,681
和解金および損害賠償金(純額)	17,638
固定資産関連損失(純額)	8,849
支払利息	16,422
その他の金融関連費用(純額)	1,806
	4,775,899
III 継続事業からの税引前当期純利益	83,305
IV 法人税等	98,643
V 継続事業からの少数株主損益および持分法投資損益前当期純損失	△ 15,338
VI 少数株主損益(控除)	△ 13,421
VII 継続事業からの持分法投資損益前当期純損失	△ 1,917
VIII 持分法による投資損益	9,467
IX 継続事業からの当期純利益	7,550
X 非継続事業からの当期純利益(税効果後)	9,403
XI 会計原則変更による累積影響額前当期純利益	16,953
XII 会計原則変更による累積影響額(税効果後)	△ 4,816
XIII 当期純利益	12,137

【連結計算書類作成のための基本となる事項】

1. 重要な会計方針

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、商法施行規則第179条第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法に準拠して作成しています。なお、同条同項の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載および注記の一部を省略しています。

(2) たな卸資産の評価方法および評価基準…下記評価方法に基づく低価法によっています。

製 品……………注文生産品は個別法、標準量産品は主として先入先出法

仕掛品……………注文生産品は個別法、標準量産品は総平均法

購入半製品、原材料……………主として先入先出法

(3) 市場性ある有価証券の評価方法および評価基準

米国財務会計基準審議会の基準書（以下、「基準書」）第115号「特定の負債証券および持分証券への投資の会計」を適用しています。

売却可能有価証券……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全額資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却方法……主として定率法

無形固定資産の減価償却方法……定額法（ただし、基準書第142号「のれんおよびその他の無形固定資産」に準拠し、耐用年数が確定できないものについては、償却を行わず少なくとも年1回の減損テストを実施しています。）

(5) のれん

基準書第142号「のれんおよびその他の無形固定資産」に準拠し、のれんについて、償却を行わず少なくとも年1回の減損テストを実施しています。

(6) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………貸倒実績率および個別の貸倒懸念債権の評価に基づいて計上しています。

退職給付引当金……………基準書第87号「事業主の年金会計」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、当営業年度末における予測給付債務および年金資産の公正価値に基づき計上しています。なお、退職給付引当金が累積給付債務（＝予測給付債務から将来の昇給分を控除した債務）と年金資産の公正価値の差額より不足する金額については、最小年金負債調整額として追加計上しています。未認識の過去勤務費用および保険数理上の損失は、制度に基づき給付を受けることが見込まれる従業員の平均残存勤務期間にわたって均等償却しています。

(7) 非継続事業

基準書第144号「長期性資産の減損または処分に係る会計」の規定に基づいて、連結子会社を売却した結果、非継続となった事業に関し、当該事業の損益を連結損益計算書において「非継続事業からの当期純利益（税効果後）」として区分表示しています。

2. 会計方針の変更

基準書第143号「資産の除却債務に関する会計処理」の解釈指針第47号「条件付資産の除却債務に関する会計処理」（以下、「解釈指針第47号」）が、平成17年12月16日以降に終了する会計年度末から適用になったことに伴い、当社は解釈指針第47号を平成18年3月31日に適用しています。解釈指針第47号では、条件付資産の除却債務が負債であることが明確にされ、その公正価値を合理的に見積ることができる場合には、発生時の公正価値で認識することが要求されています。解釈指針第47号の適用により、条件付資産の除却債務を負債として9,663百万円計上しており、また、会計原則審議会意見書第20号「会計上の変更」の規定に基づき、連結損益計算書に「会計原則変更による累積影響額（税効果後）」として開示しています。

3. 米国証券取引委員会からのコメント・レター

当社は、米国証券取引委員会（SEC）によるSEC登録企業に対する通常の定期レビュー手続きの一環として、SECから、提出済の平成16年度年次報告書等の会計方針および開示に関して平成18年4月28日付コメント・レターを受領し、平成18年5月19日にこれに対する回答書を提出しています。

【連結貸借対照表関連注記】

1. 「その他の包括損益累計額」には、外貨換算調整額、最小年金負債調整額、有価証券未実現損益およびデリバティブ未実現損益が含まれています。
2. 担保に供している資産

有形固定資産（簿価）	13,319百万円
市場性ある有価証券	38百万円
3. 債務保証

関係会社の銀行借入に対する保証	17,886百万円
従業員借入金に対する保証	15,885百万円
顧客のファイナンス契約に対する保証	4,584百万円
オペレーティング・リース残価保証	22,715百万円
4. 重要な係争案件

当社および連結子会社等に対して米国司法省が行っていた米国DRAM業界における独占禁止法（反トラスト法）違反の可能性に関する調査は、同省との和解により終了しましたが、当社の連結子会社であるNECエレクトロニクス・アメリカ社に対し、米国の複数の州の司法長官により同種の調査が新たに開始されています。また、同社は、独占禁止法違反行為による損害賠償を求める複数の民事訴訟（集団訴訟）の被告となっており、過去にDRAMを販売した顧客の一部と和解交渉を進めています。これに加え、当社および連結子会社は、欧州においても、DRAM業界における競争法違反の可能性に関し欧州委員会が行っている調査に協力し、情報提供を開始しています。これらの州による調査、民事訴訟、和解交渉および欧州委員会の調査については、現時点で結論は出ていませんが、米国での民事訴訟および和解交渉に関し今後発生する可能性のある損失見積額を計上しています。

【連結損益計算書関連注記】

1. 1株当たり当期純利益

基本的	6円 5銭
希薄化後	5円78銭

(ご参考)

要約連結キャッシュ・フロー計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位 百万円)

項 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当 期 純 利 益	12,137
営業活動によるキャッシュ（純額）調達額への調整	
減 価 償 却 費	155,499
持分法による投資損益（受取配当金相殺後）	△ 8,282
受取手形および売掛金の増加	△ 82,974
たな卸資産の減少	25,616
支払手形および買掛金の増加	16,647
そ の 他	118,288
計	236,931
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固 定 資 産 売 却 額	69,442
固 定 資 産 購 入 額	△ 207,067
有 価 証 券 売 却 額	33,505
有 価 証 券 購 入 額	△ 7,014
そ の 他	27,598
計	△ 83,536
フリー・キャッシュ・フロー（I + II）	153,395
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
社債および借入金の減少	△ 199,726
子会社株式発行による入金額	4,056
配 当 金 支 払 額	△ 14,136
そ の 他	△ 236
計	△ 210,042
為替変動の現金および現金同等物への影響額	9,950
現金および現金同等物純減少	△ 46,697
現金および現金同等物期首残高	502,629
現金および現金同等物期末残高	455,932

貸借対照表

(平成18年 3 月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 お よ び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	866,107	負 債 の 部	
現金および現金同等物	76,512	流 動 負 債	995,696
受 取 手 形	3,145	支 払 手 形	129
売 掛 金	405,315	買 掛 金	532,075
短 期 貸 付 金	59,317	短 期 借 入 金	59,813
そ の 他 の 金 銭 債 権	105,011	社債(1年以内償還予定)	128,998
貸 倒 引 当 金	△ 781	未 払 金	116,074
製 品	37,817	未 払 法 人 税 等	390
半製品および仕掛品	89,015	前 受 金	25,266
材 料	25,553	預 り 金	75,856
繰 延 税 金 資 産	45,600	製 品 保 証 引 当 金	5,762
そ の 他 の 流 動 資 産	19,599	そ の 他 の 流 動 負 債	51,330
固 定 資 産	1,592,329	固 定 負 債	457,889
有 形 固 定 資 産	201,488	社 債	401,206
建 物 構 築 物	267,186	長 期 借 入 金	20,569
機 械 装 置	108,513	電子計算機買戻失引当金	19,531
運搬器具器具備品	179,444	そ の 他 の 固 定 負 債	16,582
減 価 償 却 累 計 額	△ 410,051	負 債 合 計	1,453,585
計	145,093	資 本 の 部	
土 地	49,661	資 本 金	337,821
建 設 仮 勘 定	6,734	資 本 剰 余 金	412,357
無 形 固 定 資 産	90,745	資 本 準 備 金	412,357
施 設 利 用 権	510	利 益 剰 余 金	186,781
ソ フ ト ウ ェ ア	87,456	利 益 準 備 金	35,615
その他の無形固定資産	2,778	当 期 未 処 分 利 益	151,166
投 資 そ の 他 の 資 産	1,300,095	株 式 等 評 価 差 額 金	70,760
投 資 有 価 証 券	289,584	自 己 株 式	△ 2,869
子 会 社 株 式	660,126	資 本 合 計	1,004,851
長 期 貸 付 金	48,770	負 債 お よ び 資 本 合 計	2,458,437
前 払 退 職 給 付 費 用	162,313		
長 期 前 払 費 用	18,379		
長 期 繰 延 税 金 資 産	125,686		
そ の 他 の 投 資 金	45,000		
貸 倒 引 当 金	△ 49,765		
資 産 合 計	2,458,437		

損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
経常損益の部 営業損益の部 売上高 2,370,709 売上総原価 2,362,179 売上原価 1,767,206 営業費用 594,972 営業利益 8,529 営業外損益の部 営業外収益 68,437 受取利息・配当金 64,846 その他利益 3,591 営業外費用 49,400 支那の他利益 11,260 経常利益 38,139 27,566	
特別損益の部 特別利益 59,889 関係会社株式売却益 30,166 関係会社証券売却益 23,620 関係会社貸倒引当金戻入益 5,004 関係会社定資産売却益 1,098 特別損失 45,339 関係会社株式等評価損 32,893 関係会社保証引当金評価損 6,460 関係会社保証引当金評価損 5,986	
税引前当期純利益 42,116 法人税、住民税等 および事業税額 △ 16,063 法人税 16,300	
当期純利益 41,879 前期繰越利益 115,268 前期中間配当 2 当期未処分利益 5,979 151,166	

(貸借対照表関係)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 重要な会計方針

(1) 資産の評価方法および評価基準

①有価証券

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

②デリバティブ……………時価法

③たな卸資産……………下記評価方法に基づく低価法によっています。

製 品 注文生産品……………個別法 仕掛品 注文生産品…個別法

標準量産品……………先入先出法 標準量産品…総平均法

半製品、材料……………先入先出法

(2) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産……………定率法

②無形固定資産……………定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却方法を採用し、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

退職給付引当金または前払退職給付費用…当社は退職給付制度として、確定給付型の企業年金基金制度および退職一時金制度を採用しています。

従業員の退職給付に備えるため、当営業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当営業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金または前払退職給付費用として計上しています。

なお、会計基準変更時差異（166,226百万円の不足）については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理を除き、平成12年度から15年による按分額を費用処理しています。

電子計算機買戻損失引当金……………電子計算機の買戻時の損失の補てんに充てるため、過去の実績に基づいて算出した買戻損失発生見込額を計上しています。

製品保証引当金……………製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しています。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

3. 会計方針の変更

退職給付に係る会計基準等の変更……………「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）および「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を当営業年度から適用しています。これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益は5,831百万円増加しています。

製品保証引当金に係る会計方針の変更……………製品の無償保証期間中の修理費用は、従来修理作業等の発生時に計上していましたが、当営業年度より売上高に対する過去の実績率に基づいて製品保証引当金として計上する方法に変更しました。この変更は、当下半期に製品分野別の分析が可能となったことから、財務の健全性を高め、期間損益計算の適正化を図ることを目的として行ったものです。この変更により、過年度の売上に起因する製品保証引当金繰入額6,460百万円を特別損失に計上し、当期繰入額5,762百万円は販売費および一般管理費に計上しています。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益および経常利益は698百万円それぞれ増加し、税引前当期純利益は5,762百万円減少しています。

4. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額は67,855百万円です。

5. 子会社に対する金銭債権

短期	183,813百万円
長期	56,451百万円

6. 子会社に対する金銭債務

短期	471,773百万円
長期	1,436百万円

7. 保証債務残高

保証類似行為残高	35,289百万円
重要な係争案件……………	13,215百万円

米国のDRAM業界における独占禁止法違反の可能性に関する米国司法省の調査は、同省との和解により終了しましたが、当社の米国子会社であるNECエレクトロニクス・アメリカ社に対し、米国の複数の州の司法長官により同種の調査が新たに開始されています。また、当社は、同社が被告となっている独占禁止法違反行為による損害賠償を求める複数の民事訴訟（集団訴訟）に関し、同社とともに過去にDRAMを販売した顧客の一部と和解交渉を進めています。これに加え、当社は欧州においても、DRAM業界における競争法違反の可能性に関し欧州委員会が行っている調査に協力し、情報提供を開始しております。これらの州による調査、民事訴訟、和解交渉および欧州委員会の調査については、現時点で結論は出ていませんが、米国での民事訴訟および和解交渉に関し今後発生する可能性のある損失見積額を計上しています。

8. その他

連結納税制度を適用しています。

(損益計算書関係)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 子会社との取引高

売	上	高	278,336百万円
仕	入	高	1,438,105百万円
営業取引以外の取引高			14,542百万円

3. 1株当たり当期純利益 21円11銭

利益処分案

(単位 円)

当 期 未 処 分 利 益	151,166,767,345
これを次のとおり処分します。	
利 益 配 当 金	5,978,847,159
1 株につき 3 円	
取 締 役 賞 与 金	128,400,000
次 期 繰 越 利 益	145,059,520,186

(注) 平成17年12月 1 日に5,979,447,402円 (1 株につき 3 円) の中間配当を実施しました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 5 月 9 日

日 本 電 気 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 吉 村 貞 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大 木 一 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、日本電気株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第168期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
注記「貸借対照表関係 3. 会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当営業年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）および「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用している。この変更は、会計基準の適用開始に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。
注記「貸借対照表関係 3. 会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当営業年度より製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上する方法へ変更している。この変更は、当下半期に製品分野別の分析が可能となったことから、財務の健全性を高め、期間損益計算の適正化を図ることを目的として行ったものであり、相当と認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

追記情報

営業報告書に記載されているとおり、営業報告書「1. 営業の概況(3)①NECグループの業績および財産の状況の推移（連結）」に記載されている平成14年度、平成15年度および平成16年度の主要指標は、米国会計基準に基づき修正再表示されている。

また、NECインフロンティア株式会社の株式交換による完全子会社化に関する後発事象が営業報告書に記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第168期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については、関係部門の取締役等に対して営業の報告を求め、さらに必要に応じて子会社に赴き、営業の報告を受けるとともに、その業務および財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から監査についての報告を求め、かつ計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が無償で行った利益の供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (6) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が無償で行った利益の供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月10日

日本電気株式会社 監査役会

監査役(常勤)	松本 滋 夫	㊟
監査役(常勤)	高久田 博	㊟
監査役	可部 恒雄	㊟
監査役	横山 進一	㊟
監査役	重松 宗男	㊟

(注) 監査役 可部恒雄、監査役 横山進一および監査役 重松宗男は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第 1 号議案 第168期利益処分案承認および取締役賞与支給の件

利益処分案は、添付書類（30頁）に記載のとおりでございます。

当社は、急激に変動する昨今の経済状況など事業環境の変化に柔軟に対応し、事業構造の改革を継続的に実施する必要性があることから、各期の利益状況、翌期以降の見通し、配当性向、設備投資などの内部資金需要等を基準として配当を決定しております。

当期の利益配当金につきましては、1株につき3円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を含めた当期の年間配当金は、1株につき6円となります。

当期の取締役賞与金につきましては、当期末に在任していた取締役15名に対し、当期業績等を勘案のうえ、1億2,840万円とさせていただきたいと存じます。

第 2 号議案 定款中一部変更の件

会社法（平成17年法律第86号）および会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり現行定款を改めたく存じます。

1. 変更の理由

- (1) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の施行により現行定款中に定めがあるものとみなされた事項を反映して、第4条および第8条第1項を新設するとともに、第12条第1項を変更いたします。
- (2) 単元未満株主が行ふことのできる権利を明確化するため、第10条を新設いたします。
- (3) 定款に規定を置くことにより、インターネットにより開示した場合には、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき一定の情報を提供したものとみなされることから、株主に対する柔軟な情報開示を行うため本制度を導入することとし、第15条を新設いたします。
- (4) 株主総会に出席して議決権の代理行使を行うことができる代理人の員数を明確にするため、これを第18条に規定いたします。
- (5) 定款に規定を置くことにより、取締役会で決議すべき事項について取締役の提案があった場合に、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べなかったときは、取締役会の決議があったも

のとみなされることとなったことから、機動的な取締役会の運営を可能とするため、第23条第4項を新設いたします。

- (6) 当社は、平成14年6月開催の第164期定時株主総会の承認に基づき現行定款第23条を新設し、社外取締役との間で、会社に対する損害賠償責任を事前に限定する契約を締結できることとしておりますが、会社法の施行に伴い、同様の契約を社外監査役との間にも締結できることとなったことから、社外監査役として有用な人材を迎えるため、社外監査役についても同様の規定を第32条として新設いたします。また、社外取締役の責任限度額の定めを現在の報酬額に合わせて変更し、第25条といたします。
- (7) 定款に規定を置くことにより、取締役の任期がその選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の日までであり、かつ、会計監査人および監査役会を設置する会社は、剰余金の配当等を取締役会において決定できることとなったことから、取締役会の決議による機動的な剰余金の配当の実施を可能とするため、第34条を新設いたします。
- (8) 上記のほか、法令の改正に伴う文言の変更、条数の繰り下げ等所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、日本電気株式会社と称し、英文では、NEC Corporationと表示する。 (目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 - 電気通信機械器具、コンピュータその他の電子応用機械器具、電気機械器具その他電気に関する一切の機械器具、装置及びシステムの製造及び販売その他の処分 - 原子力機械器具、航空機械器具、医療機械器具、計量器その他前号に定めたもの以外の一切の機械器具、装置及びシステムの製造及び販売その他の処分	第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、日本電気株式会社と称し、英文では、NEC Corporationと表示する。 (目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 - 電気通信機械器具、コンピュータその他の電子応用機械器具、電気機械器具その他電気に関する一切の機械器具、装置及びシステムの製造及び販売その他の処分 - 原子力機械器具、航空機械器具、医療機械器具、計量器その他前号に定めたもの以外の一切の機械器具、装置及びシステムの製造及び販売その他の処分

現 行 定 款	変 更 案
3. 電子管、半導体素子、集積回路その他前各号に定めた機械器具及び装置に使用される部品及び材料の製造及び販売その他の処分 4. 情報通信サービス、情報提供サービスその他情報サービスの提供 5. インターネット等のネットワークを利用した通信販売業、集金代行業、旅行業、損害保険代理業、生命保険募集業、放送業及び警備業 6. 建設工事の請負 7. 前各号に定めた業務の増進、処理、遂行に必要な一切の行為 8. 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資 (本店の所在地)	3. 電子管、半導体素子、集積回路その他前各号に定めた機械器具及び装置に使用される部品及び材料の製造及び販売その他の処分 4. 情報通信サービス、情報提供サービスその他情報サービスの提供 5. インターネット等のネットワークを利用した通信販売業、集金代行業、旅行業、損害保険代理業、生命保険募集業、放送業及び警備業 6. 建設工事の請負 7. 前各号に定めた業務の増進、処理、遂行に必要な一切の行為 8. 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資 (本店の所在地)
第3条 本公司は、本店を東京都港区に置く。	第3条 本公司は、本店を東京都港区に置く。
(新 設)	(機関の設置)
(公告の方法)	第4条 本公司は、株主総会及び取締役のほか、
第4条 本公司の公告は、電子公告によりこれを行う。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して公告する。	取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。
第2章 株 式	(公告方法)
第5条 本公司が発行する株式の総数は、75億株とする。	第5条 本公司の公告方法は、電子公告とする。
(自己株式の取得)	ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法とする。
第6条 本公司は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	第2章 株 式
(1 単元の株式の数)	(発行可能株式総数)
第7条 本公司の1単元の株式の数は、1,000株とする。	第6条 本公司の発行可能株式総数は、75億株とする。
② 本公司は、1単元の株式の数に満たない株式(単元未満株式という。)の数を表示した株券を発行しない。	(削 除)
(削 除)	(単元株式数)
第7条 本公司の1単元の株式の数は、1,000株とする。	第7条 本公司の単元株式数は、1,000株とする。
(削 除)	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (単元未満株式の買増) <u>第8条</u> 単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を本会社に請求することができる。 (新 設) (株式その他の取扱規則) <u>第9条</u> 株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取及び買増、株券の再発行その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。 ② 会社書類の閲覧、謄写並びに謄本、抄本の交付に関する手続及び手数料は、取締役会において定める取扱規則による。 (名義書換代理人) <u>第10条</u> 本会社は、株式について名義書換代理人を置く。 ② 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。	(株券の発行) <u>第8条</u> 本会社は、株式に係る株券を発行する。 ② 前項の規定にかかわらず、本会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 (単元未満株主の売渡請求) <u>第9条</u> 単元未満株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となるべき数の株式を自己に売り渡すべきことを本会社に請求することができる。 (単元未満株主の権利) <u>第10条</u> 本会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 3. 前条に規定する単元未満株式の売渡を請求する権利 (株式その他の取扱規則) <u>第11条</u> 法令の定めによる株主の請求及び通知並びに株式に関する手続及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 ② 会社書類の閲覧、謄写並びに謄本、抄本の交付に関する手続及び手数料は、取締役会において定める取扱規則による。 (株主名簿管理人) <u>第12条</u> 本会社は、株式について株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

現 行 定 款	変 更 案
③ 本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</u> <u>(基準日)</u> <u>第11条 本会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とみなす。</u> ② <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u> 第3章 株主総会 (招集) <u>第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合随時これを招集する。</u> ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて、取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の代表取締役がこれを招集する。 (新 設) (新 設)	③ 本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</u> (削 除) 第3章 株主総会 (招集) <u>第13条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合随時これを招集する。</u> ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて、取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の代表取締役がこれを招集する。 <u>(定時株主総会の基準日)</u> <u>第14条 本会社の定時株主総会に関する議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>(参考書類等のインターネット開示)</u> <u>第15条 本会社は、法令の定めるところに従い、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報をインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなす。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(議長) 第13条 株主総会の議長は、取締役会で定めた代表取締役がこれに当り、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の代表取締役がこれに当る。 (決議要件) 第14条 株主総会の普通決議は、出席株主の議決権の過半数によりこれを行う。 ② 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数によりこれを行う。 (議決権の代理行使) 第15条 株主は、議決権を行使することができる。但し、この場合には、代理権を証する書面を株主総会の開会前に本会社に提出しなければならない。 (議事録) 第16条 株主総会の議事については、<u>その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役がこれに署名する。</u> ② <u>前項の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</u> 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第17条 本会社に取締役20名以内を置く。 (選任決議) 第18条 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。 ② 前項の決議は、累積投票によらないものとする。	(議長) 第16条 株主総会の議長は、取締役会で定めた代表取締役がこれに当り、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の代表取締役がこれに当る。 (決議要件) 第17条 株主総会の普通決議は、出席株主の議決権の過半数によりこれを行う。 ② <u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数によりこれを行う。 (議決権の代理行使) 第18条 株主は、議決権を行使することができる。但し、この場合には、代理権を証する書面を株主総会ごとにその開会前に本会社に提出しなければならない。 (削 除) 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 本会社に取締役20名以内を置く。 (選任決議) 第20条 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。 ② 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第19条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。 (代表取締役) 第20条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。 (取締役会) 第21条 取締役会は、法令及び本定款の定めに従い、本会社の業務の執行を決定する。 ② 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。 ③ 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 (新 設) (報酬及び退職慰労金) 第22条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。 (社外取締役との責任限定契約) 第23条 本会社は、社外取締役との間で、商法第266条第1項第5号の行為につき、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、<u>1,500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額を限度として賠償責任を負う旨の契約を締結することができる。</u>	(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。 (代表取締役) 第22条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。 (取締役会) 第23条 取締役会は、法令及び本定款の定めに従い、本会社の業務の執行を決定する。 ② 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。 ③ 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 ④ <u>本会社は、取締役が取締役会の決議事項を提案した場合において、議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u> (報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によりこれを定める。 (社外取締役との責任限定契約) 第25条 本会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、<u>2,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役及び監査役会 (員数) <u>第24条</u> 本会社に監査役 5 名以内を置く。 (選任決議) <u>第25条</u> 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。 (任期) <u>第26条</u> 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時に満了する。 (常勤監査役) <u>第27条</u> 監査役は、その<u>互選</u>により常勤の監査役を定める。 (監査役会) <u>第28条</u> 監査役会は、法令及び本定款の定めに従い、監査役の職務の執行に関する事項を定める。<u>但し</u>、監査役の権限の行使を妨げることはできない。 ② 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。 ③ 監査役会を招集するには、各監査役に対して少なくとも会日の 3 日前に通知を発するものとする。<u>但し</u>、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 (報酬及び退職慰労金) <u>第29条</u> 監査役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主総会の決議によりこれを定める。 (新 設)	第 5 章 監査役及び監査役会 (員数) <u>第26条</u> 本会社に監査役 5 名以内を置く。 (選任決議) <u>第27条</u> 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。 (任期) <u>第28条</u> 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時に満了する。 (常勤監査役) <u>第29条</u> 監査役<u>会</u>は、その<u>決議</u>により常勤の監査役を定める。 (監査役会) <u>第30条</u> 監査役会は、法令及び本定款の定めに従い、監査役の職務の執行に関する事項を定める。<u>ただし</u>、監査役の権限の行使を妨げることはできない。 ② 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。 ③ 監査役会を招集するには、各監査役に対して少なくとも会日の 3 日前に通知を発するものとする。<u>ただし</u>、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 (報酬等) <u>第31条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。 (社外監査役との責任限定契約) <u>第32条</u> 本会社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第 1 項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 計 算 (決算期) <u>第30条</u> 本会社の<u>営業年度</u>は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとし、その末日をもって決算期とする。 (利益配当金) <u>第31条</u> <u>利益配当金</u>は、毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者にこれを支払う。 (中間配当) <u>第32条</u> 本会社は、毎年 9 月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対し、取締役会の決議により、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当という。）を行うことができる。 (転換社債の転換と配当) <u>第33条</u> 転換社債の転換により発行された株式に対する<u>最初の利益配当金又は中間配当金</u>は、転換の請求が 4 月 1 日から 9 月30日までになされたときは 4 月 1 日に、10月 1 日から翌年 3 月31日までになされたときは10月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを<u>支払う</u>。 (除斥期間) <u>第34条</u> <u>利益配当金又は中間配当金</u>が支払開始の日から満 3 年を経過してなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。 (附則) 第 1 条 第33条及び本条は、本会社により平成14年 3 月31日までに発行された転換社債が全て転換又は償還された場合、これを削除するものとし、また当該削除に伴い、<u>第34条</u>を 1 条繰り上げるものとする。	第 6 章 計 算 (事業年度) <u>第33条</u> 本会社の<u>事業年度</u>は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとする。 (剰余金の配当等の決定機関) <u>第34条</u> 本会社は、剰余金の配当、自己の株式の取得その他の会社法第459条第 1 項各号の事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。 (剰余金の配当の基準日) <u>第35条</u> 本会社が事業年度末の剰余金の配当を定めるときの基準日は、毎年 3 月31日とする。 ② 本会社が事業年度の中間における剰余金の配当を定めるときの基準日は、毎年 9 月30日とする。 (転換社債の転換と配当) <u>第36条</u> 転換社債の転換により発行された株式に対する<u>剰余金の配当</u>は、転換の請求が 4 月 1 日から 9 月30日までになされたときは 4 月 1 日に、10月 1 日から翌年 3 月31日までになされたときは10月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを<u>行う</u>。 (除斥期間) <u>第37条</u> <u>剰余金の配当</u>が支払開始の日から満 3 年を経過してなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。 (附則) 第 1 条 第36条及び本条は、本会社により平成14年 3 月31日までに発行された転換社債が全て転換又は償還された場合、これを削除するものとし、また当該削除に伴い、<u>第37条</u>を 1 条繰り上げるものとする。

第3号議案 取締役15名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役15名全員の任期が満了いたします。つきましては、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりでございます。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴および他の法人等の代表状況ならびに 当社の取締役であるときの地位	所 有 す る 当社の株式数
1	佐々木 元 (昭和11年4月6日生)	昭和36年4月 当社入社 昭和63年6月 取締役 平成3年6月 常務取締役 平成6年6月 専務取締役 平成8年6月 代表取締役副社長 平成11年3月 代表取締役会長、現在に至る。	45,891株
2	金 杉 明 信 (昭和16年4月17日生)	昭和42年7月 当社入社 平成7年6月 取締役 平成11年6月 常務取締役 平成12年4月 取締役常務 NECソリューションズ・カンパニー社長 同 年 6月 取締役専務 NECソリューションズ・カンパニー社長 平成15年3月 代表取締役社長 NECソリューションズ・カンパニー社長 同 年 4月 代表取締役社長 平成17年3月 代表取締役執行役員社長 平成18年4月 取締役副会長、現在に至る。	40,639株
3	矢 野 薫 (昭和19年2月23日生)	昭和41年4月 当社入社 平成7年6月 取締役 平成11年6月 常務取締役 平成12年4月 取締役常務 同 年 12月 取締役常務 NECネットワークス・カンパニー副社長 平成14年4月 取締役常務 NECネットワークス・カンパニー社長 同 年 10月 取締役専務 NECネットワークス・カンパニー社長 平成15年4月 取締役専務 平成16年6月 代表取締役副社長 平成17年3月 代表取締役執行役員副社長 平成18年4月 代表取締役執行役員社長、現在に至る。	14,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴および他の法人等の代表状況ならびに 当 社 の 取 締 役 で あ る と き の 地 位	所 有 す る 当社の株式数
7	的 井 保 夫 (昭和19年12月26日生)	昭和43年4月 当社入社 平成8年6月 経理第一部長 平成13年6月 執行役員兼経理部長 平成14年10月 執行役員 平成16年4月 執行役員常務 同 年 6 月 取締役常務 平成17年3月 取締役執行役員常務 平成18年4月 取締役執行役員専務、現在に至る。	11,058株
8	瀧 澤 三 郎 (昭和23年2月27日生)	昭和45年4月 当社入社 平成13年6月 NECソリューションズ・BIGLOBE サービス事業本部長 平成14年4月 執行役員兼NECソリューション ズ・ビジネスBIGLOBEサービス事 業本部長 平成15年4月 執行役員兼ブロードバンドソリュー ション事業本部長 平成16年4月 執行役員常務 同 年 6 月 取締役常務 平成17年3月 取締役執行役員常務 平成18年4月 取締役執行役員専務、現在に至る。	7,000株
9	中 村 勉 (昭和23年6月12日生)	昭和46年4月 当社入社 平成12年4月 NECネットワークス・モバイル ターミナル事業本部副事業本部長 同 年 6 月 執行役員兼NECネットワークス・ モバイルターミナル事業本部長 平成14年4月 執行役員常務 NECネットワー クス・カンパニー副社長 同 年 6 月 取締役常務 NECネットワー クス・カンパニー副社長 平成15年4月 取締役常務 平成17年3月 取締役執行役員常務 平成18年4月 取締役執行役員常務兼知的資産事業 本部長、現在に至る。	8,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴および他の法人等の代表状況ならびに 当 社 の 取 締 役 で あ る と き の 地 位	所 有 す る 当社の株式数
10	鹿 島 浩 之 助 (昭和21年 1 月30日生)	昭和44年 4 月 当社入社 平成10年10月 C&Cシステム事業企画部長 平成12年 4 月 執行役員兼NECソリューションズ・企画室長 平成14年10月 執行役員常務兼NECソリューションズ・企画室長 平成15年 4 月 執行役員常務兼経営企画部長 平成16年 4 月 執行役員常務 同 年 6 月 取締役常務 平成17年 3 月 取締役執行役員常務、現在に至る。	7,000株
11	森 川 敏 雄 (昭和 8 年 3 月 3 日生)	昭和30年 4 月 (株)住友銀行（現(株)三井住友銀行）入 行 昭和55年 6 月 同行取締役 昭和59年 2 月 同行常務取締役 昭和60年10月 同行専務取締役 平成 2 年10月 同行副頭取 平成 5 年 6 月 同行頭取 平成 9 年 6 月 同行取締役会長 平成12年 6 月 当社取締役、現在に至る。 平成13年 3 月 (株)住友銀行（現(株)三井住友銀行）相 談役 平成14年 6 月 同行特別顧問 平成17年 3 月 同行名誉顧問、現在に至る。	2,000株
12	上 原 明 (昭和16年 4 月 5 日生)	昭和41年 4 月 当社入社 昭和52年 3 月 当社退社 同 年 4 月 大正製薬(株)入社 同 年 6 月 同社取締役 昭和53年 6 月 同社専務取締役 昭和56年 6 月 同社代表取締役副社長 昭和57年 6 月 同社代表取締役社長、現在に至る。 平成14年 6 月 当社取締役、現在に至る。 他の法人等の代表状況 大正製薬(株)代表取締役社長	2,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴および他の法人等の代表状況ならびに 当 社 の 取 締 役 で あ る と き の 地 位	所 有 す る 当社の株式数
13	相 澤 正 俊 (昭和21年 9 月20日生)	昭和47年 6 月 当社入社 平成13年 5 月 NECソリューションズ・MCシステム事業本部長 平成14年 4 月 執行役員兼NECソリューションズ・MCシステム事業本部長 平成15年 4 月 執行役員 平成16年 4 月 執行役員常務 平成18年 4 月 執行役員専務、現在に至る。	4,637株
14	原 良 也 (昭和18年 4 月 3 日生)	昭和42年 4 月 大和証券(株)入社 平成 3 年 6 月 同社取締役 平成 7 年 9 月 同社常務取締役 平成 9 年10月 同社代表取締役社長 平成11年 4 月 (株)大和証券グループ本社代表取締役社長兼CEO兼大和証券(株)代表取締役社長 平成16年 6 月 (株)大和証券グループ本社取締役会長、現在に至る。	0株
15	野 原 佐 和 子 (昭和33年 1 月16日生)	昭和63年12月 (株)生活科学研究所入社 平成 7 年 5 月 同社退社 同 年 7 月 (株)情報通信総合研究所入社 平成 8 年 4 月 同社主任研究員 平成10年 7 月 同社ECビジネス開発室長 平成12年12月 同社退社 同 年 同 月 (有)イプシ・マーケティング研究所取締役 平成13年12月 (株)イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長、現在に至る。 他の法人等の代表状況 (株)イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長	0株

- (注) 1. 当社は、大正製薬(株)との間に、当社製品の販売および役務の提供等に係る継続的な取引関係があります。
2. 当社は、(株)イプシ・マーケティング研究所との間に、新事業の市場性調査の委託に係る取引関係があります。
3. 森川敏雄、原 良也および野原佐和子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
4. 現在当社の取締役である各候補者の担当は、添付書類（17頁および18頁）に記載しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役可部恒雄氏が辞任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりでございます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 および他の法人等の代表状況	所 有 す る 当社の株式数
本 間 達 三 (昭和11年3月21日生)	昭和40年4月 東京地方検察庁検事 昭和58年4月 日本国有鉄道総裁室法務課長 平成2年4月 法務大臣官房審議官（入国管理局担当） 平成4年9月 最高検察庁検事 平成6年12月 法務省保護局長 平成7年9月 横浜地方検察庁検事正 平成8年12月 検事辞職 平成9年3月 東京法務局所属公証人 平成18年3月 公証人辞職 同 年 4 月 弁護士登録、現在に至る。	0株

(注) 本間達三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。

第5号議案 ストック・オプションのために新株予約権を発行する件

会社法第236条および第238条の規定に基づき、次のとおり、ストック・オプションのために、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

株主価値を意識した経営の推進をはかるとともにNECグループの業績向上に対する意欲を一層高めることを目的として、ストック・オプションのために、下記2. 記載の者を対象として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の引受けを募集しようとするものであります。

なお、上記目的で引受けを募集することから、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとし、本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は、下記6. 記載の本新株予約権の割当日（以下「割当日」といいます。）における当社株式の時価を基準とした価額といたします。

2. 新株予約権の割当てを受ける者

割当日において当社に在任または在職する取締役、執行役員、事業本部長、執行役員および事業本部長に準じる重要な職責を担う従業員ならびに割当日においてNECグループの事業戦略上重要な国内の子会社（上場会社およびその子会社を除きます。）に在任する常勤の社長といたします。

3. 新株予約権の内容

新株予約権の内容は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の数

当社普通株式35万株（本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株）を上限とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額（以下「払込価額」という。）は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終値を下回る場合には、当該終値を払込価額とする。

なお、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行等（平成14年4月1日改正前商法第341条ノ2に定める転換社債の転換、平成13年10月1日改正前商法第210条ノ2第2項第3号に定める権利の行使および新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

上記の「時価」とは、募集株式の払込期日（払込期間を定めた場合にはその初日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日（取引が成立しない日を除く。）の終値の平均値の金額をいう。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{募集株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{募集株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とする。

また、本新株予約権発行後、株式の分割または併合を行う場合は、払込価額は、

次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が当社に生じたときは、当社は、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間（以下「権利行使期間」という。）

平成20年7月1日から平成24年6月30日までとする。

ただし、権利行使期間中に、本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社または当社の子会社（上場会社およびその子会社を除く。）の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失した場合は、新株予約権者は、権利行使期間内において、かつ、かかる地位の喪失後1年間に限り、本新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が平成20年6月30日までにかかる地位を喪失した場合は、権利行使期間は、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの期間とする。

- (4) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ② 1個の本新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。
- ③ 次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約が当社の株主総会で承認された場合
 - (ロ) 当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画が当社の株主総会で承認された場合
 - (ハ) 本総会および取締役会の決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する契約に定める事項に該当した場合

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、次の算式により算出される金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{増加する資本金の額} = \frac{\text{払込価額} \times \text{権利行使する本新株予約権の個数} \times 1,000 + \text{本新株予約権1個当たりの公正価値} \times \text{権利行使する本新株予約権の個数}}{2}$$

「本新株予約権1個当たりの公正価値」とは、新株予約権の公正価値を算定するにあたり一般に用いられている「ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデル」により、割当日におけるリスク・フリー利率、当社株価等に基づき算出される金額とする。（以下同じ。）

- ② 上記①の場合に増加する資本準備金の額は、次の算式により算出される金額とする。

$$\begin{aligned} \text{増加する資本準備金の額} = & (\text{払込価額} \times \text{権利行使する本新株予約権の個数} \times 1,000 \\ & + \text{本新株予約権 1 個当たりの公正価値} \times \text{権利行使する本新株予約権の個数}) \\ & - \text{上記①に定める増加する資本金の額} \end{aligned}$$

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

4. 新株予約権の数

350個を上限といたします。

5. 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものといたします。

6. 新株予約権の割当日

平成18年7月10日といたします。

7. 取締役に対して割り当てる新株予約権の取締役報酬に関する事項

上記により当社取締役に対して割り当てる本新株予約権の額は、割当日において算出される本新株予約権1個当たりの公正価値に、割当日において在任する当社取締役（15名以内）に割り当てる本新株予約権の総数（88個以内）を乗じて得た額といたします。

第 6 号議案 退任取締役および退任監査役に退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役川村敏郎、渕上岩雄および木村浩一の 3 氏は任期満了により退任されます。また、本総会終結の時をもって、監査役可部恒雄氏は辞任されます。つきましては、退任取締役 3 氏および退任監査役可部恒雄氏に対し在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その金額、贈呈の時期、方法等の決定は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれご一任いただきたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりでございます。

氏 名	略 歴
川 村 敏 郎	平成13年 6 月 取締役常務 平成15年 4 月 取締役専務 平成16年 6 月 代表取締役副社長 平成17年 3 月 代表取締役執行役員副社長、現在に至る。
渕 上 岩 雄	平成16年 6 月 取締役常務 平成17年 3 月 取締役執行役員常務 平成18年 4 月 取締役執行役員専務、現在に至る。
木 村 浩 一	平成13年 6 月 取締役、現在に至る。
可 部 恒 雄	平成13年 6 月 監査役、現在に至る。

また、当社は、平成18年 5 月11日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって、取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。そこで、第 3 号議案をご承認いただくことを条件として重任される取締役12名および在任中の監査役 4 名に対し、その功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を贈呈することとし、その贈呈の時期につきましては、取締役および監査役各氏の退任時といたしたいと存じます。また、退職慰労金の金額、贈呈の方法等の決定は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任いただきたいと存じます。

役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金贈呈の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりでございます。

氏 名	略 歴
佐々木 元	昭和63年6月 取締役 平成3年6月 常務取締役 平成6年6月 専務取締役 平成8年6月 代表取締役副社長 平成11年3月 代表取締役会長、現在に至る。
金 杉 明 信	平成7年6月 取締役 平成11年6月 常務取締役 平成12年4月 取締役常務 同 年 6月 取締役専務 平成15年3月 代表取締役社長 平成17年3月 代表取締役執行役員社長 平成18年4月 取締役副会長、現在に至る。
矢 野 薫	平成7年6月 取締役 平成11年6月 常務取締役 平成12年4月 取締役常務 平成14年10月 取締役専務 平成16年6月 代表取締役副社長 平成17年3月 代表取締役執行役員副社長 平成18年4月 代表取締役執行役員社長、現在に至る。
藤 江 一 正	平成15年6月 取締役常務 平成17年3月 取締役執行役員常務 同 年 4月 取締役執行役員専務 平成18年4月 代表取締役執行役員副社長、現在に至る。
小 林 一 彦	平成16年6月 取締役常務 平成17年3月 取締役執行役員常務 同 年 4月 取締役執行役員専務、現在に至る。
鈴 木 俊 一	平成14年6月 取締役常務 平成17年3月 取締役執行役員常務 同 年 4月 取締役執行役員専務、現在に至る。
的 井 保 夫	平成16年6月 取締役常務 平成17年3月 取締役執行役員常務 平成18年4月 取締役執行役員専務、現在に至る。
瀧 澤 三 郎	平成16年6月 取締役常務 平成17年3月 取締役執行役員常務 平成18年4月 取締役執行役員専務、現在に至る。

氏 名	略 歴
中 村 勉	平成14年 6 月 取締役常務 平成17年 3 月 取締役執行役員常務、現在に至る。
鹿 島 浩 之 助	平成16年 6 月 取締役常務 平成17年 3 月 取締役執行役員常務、現在に至る。
森 川 敏 雄	平成12年 6 月 取締役、現在に至る。
上 原 明	平成14年 6 月 取締役、現在に至る。
松 本 滋 夫	平成16年 6 月 監査役、現在に至る。
高 久 田 博	平成17年 6 月 監査役、現在に至る。
横 山 進 一	平成15年 6 月 監査役、現在に至る。
重 松 宗 男	平成16年 6 月 監査役、現在に至る。

以 上